

島田市と静岡福祉大学との包括連携に関する協定書

島田市（以下「市」という。）と静岡福祉大学（以下「大学」という。）は、相互の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、市と大学とが包括的な連携のもと、知的・人的・物的資源の活用など、相互の協力関係を一層進展させ、様々な分野に関する地域の課題解決や活性化に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 市及び大学は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力して調査研究、事業実施等に取り組む。

- (1) 知的資源、人的資源及び物的資源の活用に関すること。
- (2) 福祉、健康に関すること。
- (3) 子育てに関すること。
- (4) 教育、人材育成に関すること。
- (5) その他、地域の課題解決や活性化に向け必要なこと。

（情報交換及び協議）

第3条 市及び大学は、相互の連携強化及び連携による取組を円滑に推進するため、定期的な情報交換及び協議の実施に努めるものとする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定は、締結日から発効するものとし、有効期間は3年間とする。ただし、期間満了の日の3月前までに、市又は大学のいずれかからも内容の変更又は解除の申出がないときは、更に3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定の変更又は解除）

第5条 市又は大学が本協定の内容を変更し、又は本協定を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、相手方に申し出なければならない。

2 前項の規定による申出があったときは、市、大学が協議して決定するものとする。

（疑義の解決）

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、市、大学が協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自その1通を所持する。

平成30年3月26日

島田市長

静岡福祉大学長

染谷 絹代

太田 晴康